

凡 例

1. この一覧表は、「中津市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査に関する施行細則（平成元年１月１１日中津市告示第３号）」に基づき決定した資格を記載したもので、その資格は令和７年５月２０日から令和９年３月３１日まで有効とする。
ただし、令和７・８年度の資格審査申請書を提出した者については、その申請に係る決定の日までその者の資格は引続き有効とする。
2. この一覧表は、資格の決定をした業者について５０音順に従って記載した。なお、業種については、測量・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の５業種（次の略号のとおり）とし、資格を有する業種を◎で表示している。

（１）	測量	…	測量
（２）	建築関係建設コンサルタント業務	…	建築
（３）	土木関係建設コンサルタント業務	…	土木
（４）	地質調査業務	…	地質
（５）	補償関係コンサルタント業務	…	補償
3. 商号又は名称、代表者、所在地、その他記載事項に変更があったときは、適宜変更届を提出すること。

公表にあたって

入札・契約手続きの透明性の一層の向上を図り、その公正さを確保する観点から「格付結果・資格の認定結果」については、これまで窓口での公表を行ってきたところですが、平成29年度よりホームページにて公表することとしました。閲覧にあたっては次の点にご留意願います。

記

1. 一覧表の利用について

この一覧表は「中津市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査に関する施行細則（平成元年1月11日中津市告示第3号）」に基づき決定した資格を記載したものです。

当該資格は中津市がコンサルタント業務を発注するにあたって、決定したものであり、申請者の社会的評価を明示したものではありません。ご利用にあたりましては、この点を十分ご理解願います。

2. 一覧表に使用する文字の取扱いについて

今回、申請のありました「JIS規格水準」以外の文字は、できる限り字面の近い「JIS規格水準文字」に置き換えて印字していますのでご了承下さい。